



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが増える時期ですが、しかるべき手続きはお済みでしょうか。掲載内容に関してご不明点等があればお気軽に当法人までお問い合わせ下さい。

1円まで償却が可能に 新しい「リース期間定額法」

リース取引の新しい会計処理（新リース会計基準）が、令和9年4月1日以後開始事業年度から適用されます。これに伴い、税務上の取扱いが改正されています。リース期間定額法の見直しもその1つです。この改正の概要を確認します。

◆リース期間定額法の見直し◆

契約が締結されたリース取引が、法人税法上の“所有権移転外リース取引”に該当する場合は、税務上は売買があったものとして、賃借人が取得したものとされる減価償却資産は、リース期間定額法により償却します。

この場合、税務上の償却限度額を計算する際の取得価額は、残価保証額※がある場合は当該残価保証額を控除しますが、令和9年4月1日以後の契約締結分からは、**残価保証額を控除しないことになりました**。これにより、**1円（備忘価額）まで償却が可能になりました**。

[リース期間定額法のイメージ図]

○改正前



○改正後

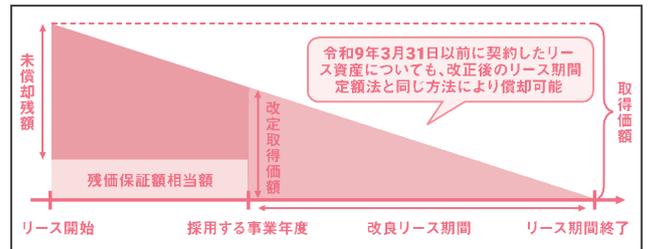


図の出典：国税庁「令和7年度法人税関係法令の改正の概要」

◆経過措置の取扱い◆

この見直しに伴い、令和9年3月31日以前に締結された所有権移転外リース取引に係る契約のうち、残価保証額がある“経過リース資産”について、令和7年4月1日以後開始事業年度において、経過リース期間定額法を選定できる経過措置が設けられました。

[経過リース期間定額法のイメージ図]



図の出典：国税庁「令和7年度法人税関係法令の改正の概要」

この経過措置を適用すると、**すでに有する経過リース資産についても、1円まで償却が可能となります**。

ただし、適用には次の留意点があります。

- 経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産すべてについて、経過リース期間定額法を選定すること（いずれかについて選定しない場合は、この経過措置は適用できない）
- 経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度（令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限る）に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出すること

参考：国税庁「令和7年度法人税関係法令の改正の概要」他

（※）残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を賃借人が支払うこととされている場合におけるその保証額をいう。

お 仕 事 備 忘 録

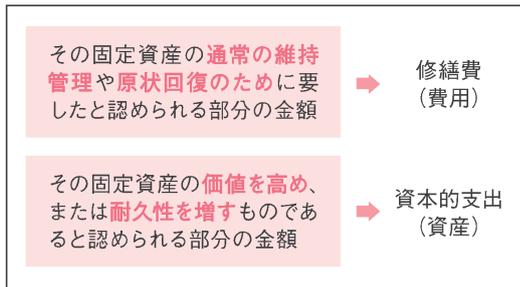
1. **紙の手形・小切手の利用廃止に向けた準備**…2027年3月末をもって、紙の手形・小切手の利用が廃止されます。残り1年となり、多くの金融機関が、他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付を終了することを発表しています。
2. **確定申告の税額の延納の届出**…令和7年分の所得税等の確定申告については、2026年3月16日まで（振替納税の場合は同年4月23日）に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を同年6月1日まで延長することができます。延納期間中は一定の割合で利子税がかかります。贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、5年以内の年賦による延納ができます。延納期間中は利子税がかかります。
3. **個人の青色申告の承認申請**…個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日まで（2026年は3月16日まで）に提出します。ただし、1月16日以降、新たに事業等を開始する場合は、その事業開始等の日から2ヶ月以内の申請となります。
4. **所得税の更正の請求**…確定申告をし、その申告期限後に計算の誤り等によって当初の申告税額が過大であった場合については、原則、法定申告期限から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

迷いやすい修繕費と資本的支出 フロー図で整理

固定資産の修理や改良等にかかる支出が、税務上「修繕費」か「資本的支出」かの判断に迷うことがあります。今回は、その区分をフロー図でわかりやすく整理しました。

◆修理、交換、改良などの支出◆

保有している固定資産を修理したり、部品を交換したり、改良したり（以下、修理等）した場合に支出した金額について、税務上、修繕費（一時の費用）となるか、資本的支出（資産計上し、減価償却を通じて費用化）となるかは、基本的に次のように区分します。



この場合の区分は実質で判断します。契約書や請求書などに記載されている名目には左右されません。

ただし、次の場合には実質に関係なく修繕費とすることができます。

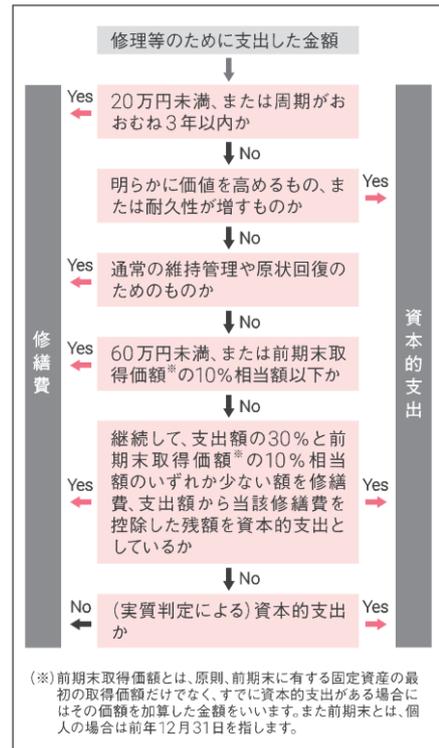
- ① 一つの修理等の金額が **20万円未満**
- ② おおむね **3年以内の期間を周期**として行われる

なお、上記①②いずれにも該当しない場合で、修繕費か資本的支出か明らかでないときは、一定の金額や割合などに応じて区分することができます（災害によるものは、別の取扱いがあります）。

◆区分の判定フロー図◆

これらの区分について、フロー図にまとめました。フローに沿って判定しましょう。

【修繕費と資本的支出の区分（フロー図）】
（災害の場合の取扱いを除く）



参考：国税庁 HP タックスアンサー「修繕費とならないものの判定」

お仕事カレンダー	
3月10日(火)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(2月分)
3月16日(月)	●確定申告期限(所得税、住民税)、所得税納期限(現金納付等)
	●確定申告の税額の延納の届出期限
	●所得税の総収入金額報告書提出期限
3月31日(火)	●個人の青色申告の承認申請期限(1月16日以降新規事業開始等を除く)
	●贈与税の申告期限・納期限
	●1月決算法人の申告・納税、7月決算法人の予定納税申告・納付期限(3月31日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	●4月・7月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(3月31日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(2月分)(3月31日期限) ●個人事業の消費税確定申告期限、納期限(現金納付等)



～休業日のお知らせ～

(出典:MyKomon)

2026年3月17日(火)午後 ～ 3月18日(水)終日

上記の期間は休業とさせていただきます。お客様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。